

新潟県農薬管理指導士養成研修等実施要領

	農普第912号の3
	昭和62年11月18日
改正	稻振第343号の2
	平成12年12月21日
改正	農園第15号の3
	平成20年4月9日
改正	農園第353号の2
	平成23年9月1日
改正	農園第226号の2
	平成26年6月23日

(趣旨)

第1 この要領は、新潟県農薬管理指導士認定要綱（以下「要綱」という。）に定める認定及び研修の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修カリキュラム)

第2 要綱の規定に基づく研修のカリキュラムは、次の各号に掲げる研修の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 要綱第3に定める養成研修 | 別紙(1) |
| (2) 要綱第4の2に定める資質向上研修 | 別紙(2) |

(研修の実施)

- 第3 県が主催する第2の研修は、公益社団法人新潟県植物防疫協会（以下「県植物防疫協会」という。）に委託して実施する。
- 2 要綱第7に規定する研修実施団体は、県が主催する養成研修及び資質向上研修の実施等に協力するものとする。
- 3 県は、研修実施団体からの要請に基づき、講師として、その資質向上研修の実施に協力するものとする。

(認定及び養成研修受講の申請手続)

第4 新潟県農薬管理指導士の認定を受けようとする者は、研修実施団体の傘下組合の組合員等にあっては当該研修実施団体を通じて、それ以外の者にあっては県植物防疫協会を通じて、別記様式第1号の新潟県農薬管理指導士認定申請書（以下「申請書」という。）により知事に申請しなければならない。

(認定の特例に関する手続)

第5 要綱第9に規定する認定を受けようとする者は、全国農業協同組合連合会及び全国農薬協同組合が主催する試験に合格又は全国農業共済協会が主催する研修会修了を証する書類を申請書に添付しなければならない。

(資質向上研修受講の申請手続)

第6 資質向上研修を受講しようとする者は、研修実施団体の傘下組合の組合員等にあっては当該研修実施団体を通じて、それ以外の者にあっては県植物防疫協会を通じて、別記様式第2号の新潟県農薬管理指導士資質向上研修受講申請書により知事に申請しなければならない。

2 要綱第9の2に該当する者は、他都道府県認定の農薬管理指導士の認定を証する書類を申請書に添付しなければならない。

別紙（1）

農薬管理指導士認定試験の試験項目等

科 目	時 間	研 修 内 容 要 点
1 植物防疫行政	0.3	植物防疫行政に関する知識
2 農薬行政	0.2	(1) 農薬行政に関する知識 (2) 農薬管理指導士の果たすべき役割、遵守すべき事項等に関する知識
3 関係法令	1.0	(1) 農薬取締法に基づき、農薬販売業者、防除業者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する知識 (2) 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に対して遵守すべき事項等に関する知識
4 農薬の一般知識及び施用技術	1.0	(1) 農薬の種類及び特性、農薬の農業生産に果たす役割等に関する知識 (2) 農薬散布技術、防除機等に関する知識
5 農薬のリスクと安全性評価	0.5	(1) 農薬のリスクと安全性評価の方法に関する知識 (2) 残留基準等に関する知識 (3) 農薬使用基準等に関する知識
6 農薬の安全使用・適正使用	0.5	(1) 農薬使用者の責務 (2) 農薬の安全使用に関する知識
7 病害虫・雑草とその防除	0.5	(1) 病害虫、雑草の種類に関する知識 (2) 防除方法並びに植物調整剤の使用方法に関する知識

別紙（2）

農薬管理指導士資質向上研修カリキュラム

科 目	時間数	研 修 内 容 要 点
1 農薬の安全使用 危害防止対策等	1	養成研修カリキュラムに準ずる
2 植物防疫に関する 最新の技術情報等	1	植物防疫行政及び農薬行政に関する最新情報、 病害虫及び雑草防除等に関する最新技術等
3 関係法令	1	養成研修カリキュラムに準ずる
計	3	